

別表（第 11 条の 5 関係）

ロ 平成 18 年 4 月 1 日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

鶴岡市	第 1 号区分	(1) 平成 18 年 4 月 1 日以後適用されている鶴岡市一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の鶴岡市給与条例」という。）の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもののうち鶴岡市長の定めるもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして鶴岡市長の定めるもの
	第 2 号区分	(1) 施行日以後の鶴岡市給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの（第 1 号区分の項第 1 号に掲げる者を除く。）のうち鶴岡市長の定めるもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして鶴岡市長の定めるもの
	第 3 号区分	(1) 平成 18 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間において適用されていた鶴岡市一般職の職員の給与に関する条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの（第 1 号区分の項第 1 号及び第 2 号区分の項第 1 号に掲げる者を除く。） (2) 平成 30 年 4 月 1 日以後適用されている鶴岡市一般職の職員の給与に関する条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもののうち鶴岡市長の定めるもの (3) 前 2 号に掲げる者に準ずるものとして鶴岡市長の定めるもの
	第 4 号区分	(1) 施行日以後の鶴岡市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもの (2) 施行日以後の鶴岡市給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの（第 3 号区分の項第 2 号に掲げる者を除く。）のうち鶴岡市長の定めるもの (3) 施行日以後の鶴岡市給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもの (4) 前 3 号に掲げる者に準ずるものとして鶴岡市長の定めるもの
	第 5 号区分	(1) 施行日以後の鶴岡市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの (2) 施行日以後の鶴岡市給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの（第 3 号区分の項第 2 号及び第 4 号区分の項第 2 号に掲げる者を除く。） (3) 施行日以後の鶴岡市給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもの (4) 施行日以後の鶴岡市給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして鶴岡市長の定めるもの

第6号区分	(1) 施行日以後の鶴岡市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 施行日以後の鶴岡市給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち鶴岡市長の定めるもの (3) 施行日以後の鶴岡市給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (4) 施行日以後の鶴岡市給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (5) 平成18年4月1日以後適用されている鶴岡市技能職員に関する規則（以下「施行日以後の鶴岡市給与規則」という。）の技能職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして鶴岡市長の定めるもの
第7号区分	(1) 施行日以後の鶴岡市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 施行日以後の鶴岡市給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。） (3) 施行日以後の鶴岡市給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (4) 施行日以後の鶴岡市給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (5) 施行日以後の鶴岡市給与規則の技能職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして鶴岡市長の定めるもの
第8号区分	(1) 施行日以後の鶴岡市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後の鶴岡市給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち鶴岡市長の定めるもの (3) 施行日以後の鶴岡市給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級、3級又は4級であったもの (4) 施行日以後の鶴岡市給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級又は3級であったもの (5) 施行日以後の鶴岡市給与規則の技能職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして鶴岡市長の定めるもの
第9号区分	第1号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

新 庄 市	第5号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている新庄市一般職の給与に関する条例（以下「施行日以後の新庄市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 平成18年4月1日以後適用されている新庄市教育委員会教育職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例第2条の規定により例によることとされた山形県職員等の給与に関する条例の適用を受ける市町村立小中学校の校長又は教員に適用された同条例の教育職給料表（2）（以下「施行日以後の新庄市条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして新庄市長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の新庄市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 施行日以後の新庄市条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして新庄市長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の新庄市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 施行日以後の新庄市条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち在職年数が18年以上であったもの (3) 平成18年4月1日以後適用されている新庄市技能労務職員の給与の支給に関する規則（以下「施行日以後の新庄市給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が126号給以上であったもの (4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして新庄市長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の新庄市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後の新庄市条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第7号区分の項第2号に掲げる者を除く。）のうち在職年数が9年以上のもの (3) 施行日以後の新庄市給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が85号給から125号給までであったもの (4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして新庄市長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
寒 河 江 市	第4号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている寒河江市一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の寒河江市給与条例」という。）の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして寒河江市長の定めるもの

	第5号区分	(1) 施行日以後の寒河江市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 施行日以後の寒河江市給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 施行日以後の寒河江市給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (4) 施行日以後の寒河江市給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして寒河江市長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の寒河江市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 施行日以後の寒河江市給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして寒河江市長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の寒河江市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 施行日以後の寒河江市給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (3) 施行日以後の寒河江市給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (4) 施行日以後の寒河江市給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして寒河江市長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の寒河江市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後の寒河江市給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの (3) 施行日以後の寒河江市給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (4) 平成18年4月1日以後適用されている寒河江市技能労務職員の給与の支給に関する規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が77号給以上であったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして寒河江市長の定めるもの
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
上山市	第5号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている上山市一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の上山市給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 平成18年4月1日以後適用されている上山市水道企業職員の給与の支給に関する規程（以下「施行日以後の上山市水道企業職員給与規程」という。）の企業職給料表Ⅰの適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして上山市長の定めるもの

	第6号区分	(1) 施行日以後の上山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 施行日以後の上山市水道企業職員給与規程の企業職給料表Ⅰの適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして上山市長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の上山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 平成18年4月1日から令和7年3月31日までの間において適用されている上山市技能労務職員の範囲並びに給与等の支給に関する規則（以下「施行日以後令和7年3月31日以前の上山市給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が117号給以上であったもの (3) 令和7年4月1日以後適用されている上山市技能労務職員の範囲並びに給与等の支給に関する規則（以下「令和7年4月1日以後の上山市給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が101号給以上であったもの (4) 施行日以後の上山市水道企業職員給与規程の企業職給料表Ⅰの適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (5) 平成18年4月1日から令和7年3月31日までの間において適用されている上山市水道企業職員の給与の支給に関する規程（以下「施行日以後令和7年3月31日以前の上山市水道企業職員給与規程」という。）の企業職給料表Ⅱの適用を受けていた者でその受けていた給料月額が117号給以上であったもの (6) 令和7年4月1日以後適用されている上山市水道企業職員の給与の支給に関する規程（以下「令和7年4月1日以後の上山市水道企業職員給与規程」という。）の企業職給料表Ⅱの適用を受けていた者でその受けていた給料月額が101号給以上であったもの (7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして上山市長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の上山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後令和7年3月31日以前の上山市給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が85号給から116号給までであったもの (3) 令和7年4月1日以後の上山市給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が69号給から100号給までであったもの (4) 施行日以後の上山市水道企業職員給与規程の企業職給料表Ⅰの適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (5) 施行日以後令和7年3月31日以前の上山市水道企業職員給与規程の企業職給料表Ⅱの適用を受けていた者でその受けていた給料月額が85号給から116号給までであったもの (6) 令和7年4月1日以後の上山市水道企業職員給与規程の企業職給料表Ⅱの適用を受けていた者でその受けていた給料月額が69号給から100号給までであったもの (7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして上山市長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

村山市	第5号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている村山市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年村山市条例第23号。以下「施行日以後の村山市給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 平成18年4月1日以後適用されている村山市水道企業職員の給与の支給に関する規程（以下「施行日以後の村山市水道企業管理規程」という。）の企業職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして村山市長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の村山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 施行日以後の村山市水道企業管理規程の企業職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして村山市長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の村山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 施行日以後の村山市水道企業管理規程の企業職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして村山市長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の村山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後の村山市水道企業管理規程の企業職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして村山市長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
長井市	第5号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている長井市一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の長井市給与条例」という。）の行政職給料表又は行政職特例給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 施行日以後の長井市給与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は7級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして長井市長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の長井市給与条例の行政職給料表又は行政職特例給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 施行日以後の長井市給与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして長井市長の定めるもの

	第7号区分	(1) 施行日以後の長井市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 平成18年4月1日から令和7年3月31日までの間において適用されている長井市一般職の職員の給与に関する条例の行政職特例給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち受けていた給料月額が77号給以上であったもの若しくは4級であったもの又は平成17年3月31日において平成8年4月以後平成17年3月以前の長井市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (3) 令和7年4月1日以後の長井市一般職の職員の給与に関する条例の行政職特例給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち受けていた給料月額が73号給以上であったもの又は4級であったもの (4) 施行日以後の長井市給与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (5) 平成18年4月1日から令和7年3月31日までの間において適用されている長井市技能労務職員の給与の支給に関する規則（以下「施行日以後令和7年3月31日以前の長井市給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち受けていた給料月額が81号給以上であったもの (6) 令和7年4月1日以後適用されている長井市技能労務職員の給与の支給に関する規則（以下「令和7年4月1日以後の長井市給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち受けていた給料月額が77号給以上であったもの (7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして長井市長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の長井市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後の長井市給与条例の行政職特例給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち受けていた給料月額が41号給以上であったもの若しくは3級であったもの（第7号区分の項第2号に掲げる者を除く。）又は平成17年3月31日において平成8年4月以後平成17年3月以前の長井市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級若しくは5級であったもの (3) 施行日以後の長井市給与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (4) 施行日以後令和7年3月31日以前の長井市給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち受けていた給料月額が97号給以上であったもの又は2級であったもの（第7号区分の項第5号に掲げる者を除く。） (5) 令和7年4月1日以後の長井市給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち受けていた給料月額が81号給以上であったもの又は2級であったもの（第7号区分の項第6号に掲げる者を除く。） (6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして長井市長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

東根市	第4号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている東根市一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の東根市給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 平成18年4月1日以後適用されている東根市水道企業職員の給与に関する規程（以下「施行日以後の東根市水道企業職員給与規程」という。）の企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして東根市長の定めるもの
	第5号区分	(1) 施行日以後の東根市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 施行日以後の東根市水道企業職員給与規程の企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして東根市長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の東根市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 施行日以後の東根市水道企業職員給与規程の企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして東根市長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の東根市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 平成18年4月1日以後適用されている東根市技能労務職員の給与等に関する規則（以下「施行日以後の東根市技労規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 施行日以後の東根市水道企業職員給与規程の企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (4) 施行日以後の東根市水道企業職員給与規程の企業職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして東根市長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の東根市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後の東根市技労規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (3) 施行日以後の東根市水道企業職員給与規程の企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (4) 施行日以後の東根市水道企業職員給与規程の企業職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして東根市長の定めるもの
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
尾花沢市	第3号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている尾花沢市一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の尾花沢市給与条例」という。）の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち尾花沢市長の定めるもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市長の定めるもの

第4号区分	(1) 施行日以後の尾花沢市給与条例の医療職給料表（１）の適用を受けていた者でその属する職務の級が４級であったもの（第３号区分の項第１号に掲げる者を除く。） (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市長の定めるもの
第5号区分	(1) 施行日以後の尾花沢市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が６級であったもの (2) 施行日以後の尾花沢市給与条例の医療職給料表（１）の適用を受けていた者でその属する職務の級が３級であったもの (3) 前２号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市長の定めるもの
第6号区分	(1) 施行日以後の尾花沢市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が５級であったもの (2) 施行日以後の尾花沢市給与条例の医療職給料表（１）の適用を受けていた者でその属する職務の級が２級であったもののうち尾花沢市長の定めるもの (3) 施行日以後の尾花沢市給与条例の医療職給料表（２）の適用を受けていた者でその属する職務の級が５級であったもののうち尾花沢市長の定めるもの (4) 施行日以後の尾花沢市給与条例の医療職給料表（３）の適用を受けていた者でその属する職務の級が５級であったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市長の定めるもの
第7号区分	(1) 施行日以後の尾花沢市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が４級であったもの (2) 施行日以後の尾花沢市給与条例の医療職給料表（１）の適用を受けていた者でその属する職務の級が２級であったもの（第６号区分の項第２号に掲げる者を除く。） (3) 施行日以後の尾花沢市給与条例の医療職給料表（２）の適用を受けていた者でその属する職務の級が５級であったもの（第６号区分の項第３号に掲げる者を除く。） (4) 施行日以後の尾花沢市給与条例の医療職給料表（３）の適用を受けていた者でその属する職務の級が４級であったもの (5) 平成１８年４月１日から平成２７年３月３１日までの間において適用されていた尾花沢市技能労務職員の給与等の支給に関する規則（以下「平成１８年４月以後平成２７年３月以前の尾花沢市給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が１２９号給以上であったもの (6) 平成２７年４月１日以後適用されている尾花沢市技能労務職員の給与等の支給に関する規則（以下「平成２７年４月以後の尾花沢市給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が４級であったもの (7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市長の定めるもの

	第8号区分	(1) 施行日以後の尾花沢市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後の尾花沢市給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち尾花沢市長の定めるもの (3) 施行日以後の尾花沢市給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち尾花沢市長が定めるもの又は3級若しくは4級であったもの (4) 施行日以後の尾花沢市給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち尾花沢市長が定めるもの又は3級であったもの (5) 平成18年4月以後平成27年3月以前の尾花沢市給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が69号給から128号給までであったもの (6) 平成27年4月以後の尾花沢市給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市長の定めるもの
	第9号区分	第3号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
南陽市	第5号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている南陽市一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の南陽市給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 平成18年4月1日以後適用されていた南陽市企業職員の給与の支給に関する規程（以下「施行日以後の南陽市水道事業企業訓令」という。）の企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして南陽市長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の南陽市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 施行日以後の南陽市給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (3) 施行日以後の南陽市水道事業企業訓令の企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして南陽市長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の南陽市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 施行日以後の南陽市給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (3) 平成18年4月1日以後適用されていた南陽市技能労務職員の給与に関する規則（以下「施行日以後の南陽市給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が147号給以上であったもの (4) 施行日以後の南陽市水道事業企業訓令の企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (5) 施行日以後の南陽市水道事業企業訓令の企業職給料表（2）の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が147号給以上であったもの (6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして南陽市長の定めるもの

	第8号区分	(1) 施行日以後の南陽市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後の南陽市給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの (3) 施行日以後の南陽市給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が97号給から146号給までであったもの (4) 施行日以後の南陽市水道事業企業訓令の企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (5) 施行日以後の南陽市水道事業企業訓令の企業職給料表（2）の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が97号給から146号給までであったもの (6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして南陽市長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
山 辺 町	第5号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている山辺町一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の山辺町給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山辺町長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の山辺町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山辺町長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の山辺町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 平成18年4月1日以後適用されている山辺町技能労務職員の給与に関する規則（以下「施行日以後の山辺町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして山辺町長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の山辺町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後の山辺町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして山辺町長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
中 山 町	第5号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている中山町の一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の中山町給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして中山町長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の中山町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして中山町長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の中山町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 平成18年4月1日以後適用されている中山町技能労務職員の給与に関する規則（以下「施行日以後の中山町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして中山町長の定めるもの

	第8号区分	(1) 施行日以後の中山町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後の中山町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして中山町長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
河北町	第5号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている河北町一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の河北町給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして河北町長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の河北町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして河北町長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の河北町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 平成18年4月1日以後適用されている河北町技能労務職員の給与に関する規則（以下「施行日以後の河北町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうちその受けていた給料月額が25号給以上であったもの又は3級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして河北町長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の河北町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後の河北町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第7号区分の項第2号に掲げる者を除く。） (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして河北町長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
西川町	第4号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている西川町一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の西川町給与条例」という。）の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして西川町長の定めるもの
	第5号区分	(1) 施行日以後の西川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 施行日以後の西川町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 施行日以後の西川町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして西川町長の定めるもの

	第6号区分	(1) 施行日以後の西川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 施行日以後の西川町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち西川町長の定めるもの (3) 施行日以後の西川町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (4) 施行日以後の西川町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして西川町長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の西川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 施行日以後の西川町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。） (3) 施行日以後の西川町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (4) 施行日以後の西川町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (5) 平成18年4月1日以後適用されている西川町技能労務職員に関する規則（以下「施行日以後の西川町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして西川町長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の西川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後の西川町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち西川町長が定めるもの (3) 施行日以後の西川町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (4) 施行日以後の西川町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (5) 施行日以後の西川町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして西川町長の定めるもの
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
朝日町	第4号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている朝日町一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の朝日町給与条例」という。）の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして朝日町長の定めるもの
	第5号区分	(1) 施行日以後の朝日町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 施行日以後の朝日町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして朝日町長の定めるもの

	第6号区分	(1) 施行日以後の朝日町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 施行日以後の朝日町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの (3) 施行日以後の朝日町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (4) 施行日以後の朝日町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして朝日町長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の朝日町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 施行日以後の朝日町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (3) 施行日以後の朝日町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (4) 平成18年4月1日以後適用されている朝日町技能労務職員の給与に関する規則（以下「施行日以後の朝日町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が145号給以上であったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして朝日町長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の朝日町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後の朝日町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 施行日以後の朝日町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (4) 施行日以後の朝日町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が77号給から144号給までであったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして朝日町長の定めるもの
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
大江町	第5号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている大江町一般職の職員の給与に関する条例（昭和45年大江町条例第5号。以下「施行日以後の大江町給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして大江町長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の大江町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして大江町長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の大江町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 平成18年4月1日以後適用されている大江町技能労務職員の給与に関する規則（以下「施行日以後の大江町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうちその受けていた給料月額が28号給以上であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして大江町長の定めるもの

	第8号区分	(1) 施行日以後の大江町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後の大江町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち受けていた給料月額が100号給以上であったもの又は2級であったもの（第7号区分の項第2号に掲げる者を除く。） (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして大江町長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
大石田町	第5号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている大石田町一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の大石田町給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして大石田町長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の大石田町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして大石田町長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の大石田町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 平成18年4月1日から令和元年12月31日までの間において適用されていた大石田町技能労務職員の給与に関する規則（以下「平成18年4月以後令和元年12月以前の大石田町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が145号給以上であったもの (3) 令和2年1月1日以後適用されている大石田町技能労務職員の給与に関する規則（以下「令和2年1月以後の大石田町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が149号給以上であったもの (4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして大石田町長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の大石田町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 平成18年4月以後令和元年12月以前の大石田町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が85号給から144号給までであったもの (3) 令和2年1月以後の大石田町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が85号給から148号給までであったもの (4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして大石田町長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
金山町	第5号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている金山町一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の金山町給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 施行日以後の金山町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者 (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして金山町長の定めるもの

	第6号区分	(1) 施行日以後の金山町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 施行日以後の金山町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (3) 施行日以後の金山町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして金山町長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の金山町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 施行日以後の金山町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (3) 施行日以後の金山町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (4) 平成18年4月1日以後適用されている金山町技能労務職員に関する規則（以下「施行日以後の金山町給与規則」という。）の技能労務職給料表（1）の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が141号給以上であったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして金山町長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の金山町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後の金山町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの (3) 施行日以後の金山町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (4) 施行日以後の金山町給与規則の技能労務職給料表（1）の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が81号給から140号給までであったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして金山町長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
最上町	第4号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている最上町一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の最上町給与条例」という。）の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして最上町長の定めるもの
	第5号区分	(1) 施行日以後の最上町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 施行日以後の最上町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (3) 施行日以後の最上町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの (4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして最上町長の定めるもの

	第6号区分	(1) 施行日以後の最上町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 施行日以後の最上町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの (3) 施行日以後の最上町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (4) 施行日以後の最上町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第5号区分の項第3号に掲げる者を除く。） (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして最上町長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の最上町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 施行日以後の最上町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (3) 施行日以後の最上町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (4) 平成18年4月1日以後適用されている最上町技能労務職員に関する規則（以下「施行日以後の最上町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が133号給以上であったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして最上町長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の最上町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後の最上町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの (3) 施行日以後の最上町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (4) 施行日以後の最上町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が77号給から132号給までであったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして最上町長の定めるもの
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
舟形町	第5号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている舟形町一般職の給与に関する条例（以下「施行日以後の舟形町給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして舟形町長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の舟形町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして舟形町長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の舟形町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 平成18年4月1日以後適用されている舟形町技能労務職員に関する規則（以下「施行日以後の舟形町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が138号給以上であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして舟形町長の定めるもの

	第8号区分	(1) 施行日以後の舟形町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後の舟形町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が96号給から137号給までであったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして舟形町長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
	第4号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている真室川町一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の真室川町給与条例」という。）の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして真室川町長の定めるもの
真室川町	第5号区分	(1) 施行日以後の真室川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 施行日以後の真室川町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 平成18年4月1日以後適用されている真室川町教育委員会職員の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する条例第2条の規定によりその例によることとされた山形県職員等の給与に関する条例の適用を受ける市町村立小中学校の校長又は教員に適用された同条例の教育職給料表（2）（以下「施行日以後の真室川町条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (4) 施行日以後の真室川町条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち真室川町長が定めるもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして真室川町長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の真室川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 施行日以後の真室川町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたものの (3) 施行日以後の真室川町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたものの (4) 施行日以後の真室川町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (5) 施行日以後の真室川町条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級（第5号区分の者を除く。）であったもの (6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして真室川町長の定めるもの

	第7号区分	(1) 施行以後の真室川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 施行日以後の真室川町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。） (3) 施行日以後の真室川町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。） (4) 施行日以後の真室川町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (5) 施行日以後の真室川町条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち在職年数が18年以上のもの (6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして真室川町長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の真室川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後の真室川町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの (3) 施行日以後の真室川町条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第7号区分の項第5号に掲げる者を除く。）のうち在職年数が9年以上のもの (4) 施行日以後の真室川町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (5) 施行日以後の真室川町条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第7号区分の項第5号に掲げる者を除く。）のうち在職年数が9年以上のもの (6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして真室川町長の定めるもの
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
鮭川村	第5号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている鮭川村一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の鮭川村給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして鮭川村長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の鮭川村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして鮭川村長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の鮭川村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして鮭川村長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の鮭川村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして鮭川村長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

戸 沢 村	第5号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている戸沢村一般職の職員給与に関する条例（以下「施行日以後の戸沢村給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 施行日以後の戸沢村給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 平成18年4月1日以後適用されている戸沢村教育委員会職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例第2条の規定により例によることとされた山形県職員等の給与に関する条例の適用を受ける市町村立小中学校の校長又は教員に適用された同条例の教育職給料表（2）（以下「施行日以後の戸沢村条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級以上であったもの (4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして戸沢村長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の戸沢村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 施行日以後の戸沢村給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの (3) 施行日以後の戸沢村給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの (4) 施行日以後の戸沢村条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (5) 平成18年4月1日から令和6年12月31日までの間において適用されている戸沢村技能労務職員の給与に関する規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が190号給以上であったもの (6) 令和7年1月1日から令和7年3月31日までの間において適用されている戸沢村技能労務職員の給与に関する規則（以下「令和7年1月1日以後令和7年3月31日以前の戸沢村給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が186号給以上であったもの (7) 令和7年4月1日以後適用されている戸沢村技能労務職員の給与に関する規則（以下「令和7年4月1日以後の戸沢村給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が170号給以上であったもの (8) 前各号に掲げる者に準ずるものとして戸沢村長の定めるもの

	第7号区分	(1) 施行日以後の戸沢村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 施行日以後の戸沢村給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。） (3) 施行日以後の戸沢村給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。） (4) 施行日以後の戸沢村給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (5) 施行日以後の戸沢村条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち期末手当基礎額算定に係る加算割合が100分の10であったもの (6) 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間において適用されている戸沢村技能労務職員の給与に関する規則（以下「施行日以後令和6年3月31日以前の戸沢村給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が145号給から189号給までであったもの (7) 令和6年4月1日から令和6年12月31日までの間において適用されている戸沢村技能労務職員の給与に関する規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が129号給から189号給までであったもの (8) 令和7年1月1日以後令和7年3月31日以前の戸沢村給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が129号給から185号給までであったもの (9) 令和7年4月1日以後の戸沢村給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が113号給から169号給までであったもの (10) 前各号に掲げる者に準ずるものとして戸沢村長の定めるもの
--	-------	--

	第8号区分	(1) 施行日以後の戸沢村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後の戸沢村給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの (3) 施行日以後の戸沢村給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち経験年数が15年以上であったもの又は3級若しくは4級であったもの (4) 施行日以後の戸沢村給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうちその在級期間が360月を超えるもの又は3級であったもの (5) 施行日以後の戸沢村条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第7号区分の項第5号に掲げる者を除く。）のうち期末手当基礎額算定に係る加算割合が100分の5であったもの (6) 施行日以後令和6年3月31日以前の戸沢村給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が89号給から144号給までであったもの (7) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において適用されている戸沢村技能労務職員の給与に関する規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が85号給から128号給までであったもの (8) 令和7年4月1日以後の戸沢村給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が69号給から112号給までであったもの (9) 前各号に掲げる者に準ずるものとして戸沢村長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
	大蔵村	
	第5号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている大蔵村一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の大蔵村給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 施行日以後の大蔵村給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして大蔵村長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の大蔵村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 施行日以後の大蔵村給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの (3) 施行日以後の大蔵村給与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの (4) 施行日以後の大蔵村給与条例の医療職給料表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして大蔵村長の定めるもの

	第7号区分	(1) 施行日以後の大蔵村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 施行日以後の大蔵村給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。） (3) 施行日以後の大蔵村給与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。） (4) 施行日以後の大蔵村給与条例の医療職給料表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (5) 平成18年4月1日以後適用されている大蔵村技能労務職員の給与に関する規則（以下「施行日以後の大蔵村給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が157号給以上であったもの (6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして大蔵村長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の大蔵村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後の大蔵村給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの (3) 施行日以後の大蔵村給与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうちその在級期間が120月を超えるもの又は3級若しくは4級であったもの (4) 施行日以後の大蔵村給与条例の医療職給料表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうちその在級期間が360月を超えるもの又は3級であったもの (5) 施行日以後の大蔵村給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が93号給から156号給までであったもの (6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして大蔵村長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
高島町	第4号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている高島町一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の高島町給与条例」という。）の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 高島町病院企業職員の給与に関する規程（平成21年高島町病院事業管理規程第5号。以下「高島町病院給与規程」という。）の病院医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして高島町長等（高島町病院給与規程の適用を受けていた者にあつては高島町病院事業管理者をいい、他の者にあつては高島町長をいう。以下同じ。）の定めるもの

	第5号区分	(1) 施行日以後の高畠町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 高畠町病院給与規程の病院企業行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (3) 施行日以後の高畠町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (4) 高畠町病院給与規程の病院医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (5) 令和5年4月1日以後の高畠町病院給与規程の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (6) 施行日以後の高畠町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (7) 高畠町病院給与規程の病院医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (8) 前各号に掲げる者に準ずるものとして高畠町長等の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の高畠町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 高畠町病院給与規程の病院企業行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (3) 施行日以後の高畠町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち高畠町長が定めるもの又は6級であったもの (4) 令和5年3月31日以前の高畠町病院給与規程の病院医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち高畠町病院事業管理者が定めるもの又は6級であったもの (5) 令和5年4月1日以後の高畠町病院給与規程の病院医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (6) 施行日以後の高畠町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち高畠町長が定めるもの (7) 令和5年3月31日以前の高畠町病院給与規程の病院医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち高畠町病院事業管理者が定めるもの (8) 令和5年4月1日以後の高畠町病院給与規程の病院医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (9) 前各号に掲げる者に準ずるものとして高畠町長等の定めるもの

	第7号区分	(1) 施行日以後の高畠町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 高畠町病院給与規程の病院企業行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (3) 施行日以後の高畠町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (4) 高畠町病院給与規程の病院医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (5) 施行日以後の高畠町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。） (6) 令和5年3月31日以前の高畠町病院給与規程の病院医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第6号区分の項第4号に掲げる者を除く。） (7) 令和5年4月1日以後の高畠町病院給与規程の病院医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (8) 施行日以後の高畠町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの（第6号区分の項第6号に掲げる者を除く。） (9) 令和5年3月31日以前の高畠町病院給与規程の病院医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの（第6号区分の項第7号に掲げる者を除く。） (10) 令和5年4月1日以後の高畠町病院給与規程の病院医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (11) 平成18年4月1日以後適用されている高畠町技能労務職員の給与に関する規則（以下「施行日以後の高畠町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が145号給以上であったもの (12) 高畠町病院給与規程の病院企業技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が145号給以上であったもの (13) 高畠町病院給与規程の病院企業介護職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (14) 前各号に掲げる者に準ずるものとして高畠町長等の定めるもの
--	-------	--

川西町	第8号区分	(1) 施行日以後の高畠町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 高畠町病院給与規程の病院企業行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 施行日以後の高畠町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの (4) 令和5年3月31日以前の高畠町病院給与規程の病院医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの (5) 令和5年4月1日以後の高畠町病院給与規程の病院医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (6) 施行日以後の高畠町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち高畠町長が定めるもの (7) 令和5年3月31日以前の高畠町病院給与規程の病院医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち高畠町病院事業管理者が定めるもの (8) 令和5年4月1日以後の高畠町病院給与規程の病院医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (9) 施行日以後の高畠町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が99号給から144号給までであったもの (10) 高畠町病院給与規程の病院企業技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が99号給から144号給までであったもの (11) 高畠町病院給与規程の病院企業介護職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (12) 前各号に掲げる者に準ずるものとして高畠町長等の定めるもの
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
	第5号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている川西町一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の川西町給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして川西町長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の川西町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 施行日以後の川西町給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして川西町長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の川西町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 施行日以後の川西町給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (3) 平成18年4月1日以後適用されている川西町技能労務職員の給与に関する規則（以下「施行日以後の川西町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が143号給以上であったもの (4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして川西町長の定めるもの

	第8号区分	(1) 施行日以後の川西町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後の川西町給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの (3) 施行日以後の川西町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が9 1号給から1 4 2号給までであったもの (4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして川西町長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
小国町	第5号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている小国町一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の小国町給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 施行日以後の小国町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (3) 平成18年4月1日以後適用されている小国町企業職員の給与の支給に関する規程（以下「施行日以後の小国町企業職員給与規程」という。）の企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして小国町長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の小国町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 施行日以後の小国町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 施行日以後の小国町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (4) 施行日以後の小国町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (5) 施行日以後の小国町企業職員給与規程の企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして小国町長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の小国町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 施行日以後の小国町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (3) 施行日以後の小国町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (4) 施行日以後の小国町企業職員給与規程の企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして小国町長の定めるもの

	第8号区分	(1) 施行日以後の小国町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後の小国町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの (3) 施行日以後の小国町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの (4) 施行日以後の小国町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (5) 施行日以後の小国町給与条例の福祉職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (6) 施行日以後の小国町企業職員給与規程の企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (7) 施行日以後の小国町企業職員給与規程の企業職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち小国町長の定めるもの (8) 平成18年4月1日以後適用されている小国町技能労務職員に関する規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち小国町長の定めるもの (9) 前各号に掲げる者に準ずるものとして小国町長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
	第3号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている白鷹町病院事業等職員の給与の支給に関する規程（以下「施行日以後の白鷹町病院事業等管理規程」という。）の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして白鷹町長の定めるもの
	第4号区分	(1) 施行日以後の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして白鷹町長の定めるもの
	第5号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている白鷹町一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の白鷹町給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 施行日以後の白鷹町病院事業等管理規程の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (3) 施行日以後の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (4) 施行日以後の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (5) 施行日以後の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち管理職手当の支給割合が100分の10であったもの又は6級であったもの (6) 平成18年4月1日以後適用されている白鷹町水道事業職員の給与の支給に関する規程（以下「施行日以後の白鷹町水道事業給与規程」という。）の水道事業企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして白鷹町長の定めるもの

白鷹町

	第6号区分	(1) 施行日以後の白鷹町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 施行日以後の白鷹町病院事業等管理規程の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (3) 施行日以後の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (4) 施行日以後の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第5号区分の項第4号に掲げる者を除く。） (5) 施行日以後の白鷹町水道事業給与規程の水道事業企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして白鷹町長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の白鷹町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 施行日以後の白鷹町病院事業等管理規程の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (3) 施行日以後の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (4) 施行日以後の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (5) 施行日以後の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (6) 施行日以後の白鷹町病院事業等管理規程の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が157号給以上であったもの (7) 施行日以後の白鷹町水道事業給与規程の水道事業企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (8) 施行日以後の白鷹町水道事業給与規程の水道事業企業職給料表（2）の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が157号給以上であったもの (9) 平成8年4月1日以後適用されている白鷹町技能労務職員に関する規則（以下「施行日以後の白鷹町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が157号給以上であったもの (10) 前各号に掲げる者に準ずるものとして白鷹町長の定めるもの

	第8号区分	(1) 施行日以後の白鷹町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後の白鷹町病院事業等管理規程の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 施行日以後の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (4) 施行日以後の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (5) 施行日以後の白鷹町病院事業等管理規程の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が89号給から156号給までであったもの (6) 施行日以後の白鷹町水道事業給与規程の水道事業企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (7) 施行日以後の白鷹町水道事業給与規程の水道事業企業職給料表（2）の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が89号給から156号給までであったもの (8) 施行日以後の白鷹町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が89号給から156号給までであったもの (9) 前各号に掲げる者に準ずるものとして白鷹町長の定めるもの
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
	飯豊町	
	第5号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている飯豊町一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の飯豊町給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 施行日以後の飯豊町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (3) 施行日以後の飯豊町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (4) 施行日以後の飯豊町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして飯豊町長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の飯豊町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 施行日以後の飯豊町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 施行日以後の飯豊町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして飯豊町長の定めるもの

三 川 町	第7号区分	(1) 施行日以後の飯豊町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 施行日以後の飯豊町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (3) 施行日以後の飯豊町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (4) 施行日以後の飯豊町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (5) 平成18年4月1日以後適用されている飯豊町技能労務職員に関する規則（以下「施行日以後の飯豊町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が83号給以上であったもの (6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして飯豊町長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の飯豊町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後の飯豊町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの (3) 施行日以後の飯豊町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの (4) 施行日以後の飯豊町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (5) 施行日以後の飯豊町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が42号給から82号給までであったもの (6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして飯豊町長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
	第5号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている三川町一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の三川町給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして三川町長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の三川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして三川町長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の三川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 平成18年4月1日以後適用されている三川町技能労務職員に関する規則（以下「施行日以後の三川町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が150号給以上であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして三川町長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の三川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後の三川町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が82号給から149号給までであったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして三川町長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

遊佐町	第5号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている遊佐町一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の遊佐町給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして遊佐町長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の遊佐町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして遊佐町長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の遊佐町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 平成18年4月1日以後適用されている遊佐町技能労務職員の給与に関する規則（以下「施行日以後の遊佐町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうちその受けていた給料月額が57号給以上であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして遊佐町長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の遊佐町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後の遊佐町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級又は3級であったもの（第7号区分の項第2号に掲げる者を除く。） (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして遊佐町長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
庄内町	第5号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている庄内町一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の庄内町給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして庄内町長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の庄内町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして庄内町長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の庄内町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 平成18年4月1日以後適用されている庄内町技能労務職員の給与等に関する規則（以下「施行日以後の庄内町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして庄内町長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の庄内町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後の庄内町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして庄内町長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

山形県消防補償等組合	第5号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている山形県消防補償等組合一般職の職員の給与及び旅費に関する条例第2条の規定により準用する山形県職員等の給与に関する条例の行政職給料表（以下「施行日以後の山形県消防補償等組合条例により準用することとされた山形県給与条例の行政職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山形県消防補償等組合組合長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の山形県消防補償等組合条例により準用することとされた山形県給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山形県消防補償等組合組合長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の山形県消防補償等組合条例により準用することとされた山形県給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山形県消防補償等組合組合長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の山形県消防補償等組合条例により準用することとされた山形県給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山形県消防補償等組合組合長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
山形県自治会館管理組合	第5号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている山形県自治会館管理組合の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づき準用する山形県職員等の給与に関する条例の行政職給料表（以下「施行日以後の山形県自治会館管理組合条例により準用することとされた山形県給与条例の行政職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山形県自治会館管理組合管理者の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の山形県自治会館管理組合条例により準用することとされた山形県給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山形県自治会館管理組合管理者の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の山形県自治会館管理組合条例により準用することとされた山形県給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山形県自治会館管理組合管理者の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の山形県自治会館管理組合条例により準用することとされた山形県給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山形県自治会館管理組合管理者の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

東根市外二市一町共立衛生処理組合	第4号区分	(1) 平成18年4月1日から平成28年3月31日までの間において適用されていた東根市外二市一町共立衛生処理組合一般職の職員の給与に関する条例第2条及び平成28年4月1日以後適用されている同条例第3条の規定により例によることとされる東根市一般職の職員の給与に関する条例の適用を受ける職員に適用される同条例の行政職給料表（以下「施行日以後の例によることとされた東根市給与条例の行政職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして東根市外二市一町共立衛生処理組合管理者の定めるもの
	第5号区分	(1) 施行日以後の例によることとされた東根市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして東根市外二市一町共立衛生処理組合管理者の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の例によることとされた東根市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして東根市外二市一町共立衛生処理組合管理者の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の例によることとされた東根市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして東根市外二市一町共立衛生処理組合管理者の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の例によることとされた東根市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして東根市外二市一町共立衛生処理組合管理者の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
北村山公立病院組合	第4号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている北村山公立病院一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の北村山公立病院組合給与条例」という。）の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして北村山公立病院組合管理者の定めるもの
	第5号区分	(1) 施行日以後の北村山公立病院組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 施行日以後の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 施行日以後の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (4) 施行日以後の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして北村山公立病院組合管理者の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の北村山公立病院組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 施行日以後の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして北村山公立病院組合管理者の定めるもの

	第7号区分	(1) 施行日以後の北村山公立病院組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 施行日以後の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (3) 施行日以後の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (4) 施行日以後の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (5) 平成18年4月1日以後適用されている北村山公立病院技能労務職員の給与等に関する規則（以下「施行日以後の北村山公立病院組合給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして北村山公立病院組合管理者の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の北村山公立病院組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの (3) 施行日以後の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (4) 施行日以後の北村山公立病院組合給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして北村山公立病院組合管理者の定めるもの
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
最上川中部水道企業団	第5号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている最上川中部水道企業団職員の給与に関する規程（以下「施行日以後の最上川中部水道企業団給与規程」という。）の企業職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして最上川中部水道企業団企業長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の最上川中部水道企業団給与規程の企業職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして最上川中部水道企業団企業長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の最上川中部水道企業団給与規程の企業職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 施行日以後の最上川中部水道企業団給与規程の企業職給料表（二）の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が133号給以上であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして最上川中部水道企業団企業長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の最上川中部水道企業団給与規程の企業職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後の最上川中部水道企業団給与規程の企業職給料表（二）の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が81号給から132号給までであったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして最上川中部水道企業団企業長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

最上広域市町村圏事務組合	第5号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている最上広域市町村圏事務組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の最上広域市町村圏事務組合給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 平成18年4月1日以後適用されていた最上広域市町村圏事務組合教育委員会教育職員の給与、勤務時間その他の条件に関する条例第2条の規定により例によることとされた山形県職員等の給与に関する条例の適用を受ける市町村立小中学校の校長又は教員に適用された同条例の教育職給料表（2）（以下「施行日以後の最上広域市町村圏事務組合条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして最上広域市町村圏事務組合理事長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の最上広域市町村圏事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 施行日以後の最上広域市町村圏事務組合条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして最上広域市町村圏事務組合理事長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の最上広域市町村圏事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 施行日以後の最上広域市町村圏事務組合条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち期末手当基礎額算定に係る加算割合が100分の10であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして最上広域市町村圏事務組合理事長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の最上広域市町村圏事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後の最上広域市町村圏事務組合条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第7号区分の項第2号に掲げる者を除く。）のうち期末手当基礎額算定に係る加算割合が100分の5であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして最上広域市町村圏事務組合理事長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
置賜広域行政事務組合	第4号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている置賜広域行政事務組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の置賜広域行政事務組合給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域行政事務組合理事長の定めるもの
	第5号区分	(1) 施行日以後の置賜広域行政事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域行政事務組合理事長の定めるもの

	第6号区分	(1) 施行日以後の置賜広域行政事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域行政事務組合理事長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の置賜広域行政事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 平成18年4月1日から平成19年12月31日までの間において適用されていた置賜広域行政事務組合技能労務職員の給与に関する規則（以下「平成18年4月以後平成19年12月以前の置賜広域行政事務組合給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が133号給から177号給までであったもの (3) 平成20年1月1日以後適用されている置賜広域行政事務組合技能労務職員の給与に関する規則（以下「平成20年1月以後の置賜広域行政事務組合給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が140号給以上であったもの (4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域行政事務組合理事長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の置賜広域行政事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 平成18年4月以後平成19年12月以前の置賜広域行政事務組合給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が89号給から132号給までであったもの (3) 平成20年1月以後の置賜広域行政事務組合給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が90号給から139号給までであったもの (4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域行政事務組合理事長の定めるもの
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
西村山広域行政事務組合	第5号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている西村山広域行政事務組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の西村山広域行政事務組合給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして西村山広域行政事務組合理事長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の西村山広域行政事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 施行日以後の西村山広域行政事務組合給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして西村山広域行政事務組合理事長の定めるもの

	第7号区分	(1) 施行日以後の西村山広域行政事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 施行日以後の西村山広域行政事務組合給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして西村山広域行政事務組合理事長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の西村山広域行政事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後の西村山広域行政事務組合給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして西村山広域行政事務組合理事長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
北村山広域行政事務組合	第5号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている北村山広域行政事務組合一般職の職員の給与に関する条例第4条の規定により例によることとされた村山市一般職の職員の給与に関する条例の適用を受ける職員に適用された同条例の行政職給料表（以下「施行日以後の例によることとされた村山市給与条例の行政職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして北村山広域行政事務組合管理者の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の例によることとされた村山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして北村山広域行政事務組合管理者の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の例によることとされた村山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして北村山広域行政事務組合管理者の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の例によることとされた村山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして北村山広域行政事務組合管理者の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
西置賜行政組合	第5号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている西置賜行政組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の西置賜行政組合給与条例」という。）の行政職給料表又は行政職特例給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 施行日以後の西置賜行政組合給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして西置賜行政組合管理者の定めるもの

	第6号区分	(1) 施行日以後の西置賜行政組合給与条例の行政職給料表又は行政職特例給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 施行日以後の西置賜行政組合給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして西置賜行政組合管理者の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の西置賜行政組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの、行政職特例給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち受けていた給料月額が77号給以上であったもの若しくは4級であったもの又は平成18年3月31日において施行日前の西置賜行政組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 施行日以後の西置賜行政組合給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (3) 平成18年4月1日以後適用されている西置賜行政組合技能労務職員の給与の支給に関する規則（以下「施行日以後の西置賜行政組合給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち受けていた給料月額が81号給以上であったもの (4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして西置賜行政組合管理者の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の西置賜行政組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの、行政職特例給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち受けていた給料月額が41号給以上であったもの若しくは3級であったもの（第7号区分の項第1号に掲げる者を除く。）又は平成18年3月31日において施行日前の西置賜行政組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級若しくは5級であったもの (2) 施行日以後の西置賜行政組合給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 施行日以後の西置賜行政組合給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち受けていた給料月額が97号給以上であったもの又は2級であったもの（第7号区分の項第3号に掲げる者を除く。） (4) 前3各号に掲げる者に準ずるものとして西置賜行政組合管理者の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
酒田地区広域行政組合	第4号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている酒田地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和48年酒田地区消防組合条例第17号）第2条の規定により準用される酒田市給与条例の行政職給料表（以下「施行日以後の準用することとされた酒田市給与条例の行政職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして酒田地区広域行政組合管理者の定めるもの
	第5号区分	(1) 施行日以後の準用することとされた酒田市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして酒田地区広域行政組合管理者の定めるもの

	第6号区分	(1) 施行日以後の準用することとされた酒田市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして酒田地区広域行政組合管理者の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の準用することとされた酒田市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 平成20年4月1日以後適用されている酒田地区広域行政組合技能労務職員の給与等に関する規則（平成20年酒田地区広域行政組合規則第6号）第2条の規定により準用される酒田市技能労務職員の給与に関する規則の技能職給料表（以下「平成20年4月以後の準用することとされた酒田市給与規則の技能職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち受けていた給料月額が33号給以上であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして酒田地区広域行政組合管理者の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の準用することとされた酒田市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 平成20年4月以後の準用することとされた酒田市給与規則の技能職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち受けていた給料月額が45号給以上であったもの又は3級であったもののうち受けていた給料月額が1号給から32号給までであったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして酒田地区広域行政組合管理者の定めるもの
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
合	尾花沢市大石田町環境衛生事業組	
	第5号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている尾花沢市の条例を準用する条例に基づき準用する尾花沢市一般職の職員の給与に関する条例の行政職給料表（以下「施行日以後の準用することとされた尾花沢市給与条例の行政職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市大石田町環境衛生事業組合管理者の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の準用することとされた尾花沢市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市大石田町環境衛生事業組合管理者の定めるもの

	第7号区分	(1) 施行日以後の準用することとされた尾花沢市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 平成18年4月1日から平成27年3月31日までの間において適用されていた尾花沢市の規則を準用する規則に基づき準用する尾花沢市技能労務職員の給与等の支給に関する規則の技能労務職給料表（以下「平成18年4月以後平成27年3月以前の準用することとされた尾花沢市給与規則の技能労務職給料表」という。）の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が129号給以上であったもの (3) 平成27年4月1日以後適用されている尾花沢市の規則を準用する規則に基づき準用する尾花沢市技能労務職員の給与等の支給に関する規則の技能労務職給料表（以下「平成27年4月以後の準用することとされた尾花沢市給与規則の技能労務職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市大石田町環境衛生事業組合管理者の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の準用することとされた尾花沢市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 平成18年4月以後平成27年3月以前の準用することとされた尾花沢市給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が69号給から128号給までであったもの (3) 平成27年4月以後の準用することとされた尾花沢市給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市大石田町環境衛生事業組合管理者の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
置賜広域病院企業団	第1号区分	(1) 平成18年4月1日から平成29年3月31日までの間において適用されていた置賜広域病院組合一般職の職員の給与に関する条例及び平成29年4月1日以後適用されている置賜広域病院企業団職員の給与に関する規程（平成29年置賜広域病院企業団管理規程第25号）（以下「施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等」という。）の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域病院企業団企業長の定めるもの
	第2号区分	(1) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち置賜広域病院企業団企業長の定めるもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域病院企業団企業長の定めるもの
	第3号区分	(1) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第2号区分の項第1項に掲げる者を除く。）のうち置賜広域病院企業団企業長の定めるもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域病院企業団企業長の定めるもの

第4号区分	(1) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第2号区分の項第1号及び第3号区分の項第2号に掲げる者を除く。） (3) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (4) 前各号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域病院企業団企業長の定めるもの
第5号区分	(1) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち置賜広域病院企業団企業長の定めるもの (3) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は7級であったもの (4) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域病院企業団企業長の定めるもの
第6号区分	(1) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（第5号区分の項第2号に掲げる者を除く。） (3) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち置賜広域病院企業団企業長の定めるもの (4) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域病院企業団企業長の定めるもの
第7号区分	(1) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち置賜広域病院企業団企業長の定めるもの (3) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。） (4) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域病院企業団企業長の定めるもの

	第8号区分	(1) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第7号区分の項第2号に掲げる者を除く。） (3) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの (4) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域病院企業団企業長の定めるもの
	第9号区分	第1号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者